

総会

配布：一般

2018年1月25日

第72会期

議事日程議題 19(c)

2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/420/Add.3)]

72/218. 災害リスクの削減

総会は、

2016年12月21日の総会決議 71/226 および全ての従前の関連する諸決議を想起し、

仙台宣言¹および仙台防災枠組 2015-2030²もまた想起し、

環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言³、アジェンダ 21⁴、アジェンダ 21 の更なる実施のための計画⁵、持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言⁶および持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（ヨハネスブルク実施計画）⁷を更に想起し、そして「我々の求める未来」と表題のついた、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁸、とりわけ災害リスクの削減に関する決定を再確認し、

¹ 決議 69/283、添付文書 I。

² 同書、添付文書 II。

³ 環境と開発に関する国際連合会議報告書、リオデジャネイロ、1992年6月3日-14日、第 I 巻、会議により採択された決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 and corrigendum）、決議 1、添付文書。

⁴ 同書、添付文書 II。

⁵ 決議 S-19/2、添付文書。

⁶ 持続可能な開発に関する世界首脳会議報告書、ヨハネスブルク、南アフリカ、2002年8月26日-9月4日（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 and corrigendum）、第 I 章、決議 1、添付文書。

⁷ 同書、決議 2、添付文書。

⁸ 決議 66/288、添付文書。

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

持続可能な開発のための2030アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の総会決議69/313もまた再確認し、

2016年10月17日から20日まで、エクアドルのキトで開催された、住宅と持続可能な都市開発に関する国際連合会議（ハビタットIII）で採択された、ニュー・アーバン・アジェンダ⁹を歓迎し、

災害リスクに対する幅広いまたより人々中心の予防的対処方法の必要性および効率的かつ効果的になるために災害リスク削減実践は、マルチハザードで多分野にわたる、包括的で利用可能となる必要があることを認識し、

持続的な災害リスクの削減および生命、暮らしと健康における並びに人、事業、共同体および国家の経済的、物的、社会的、文化的そして環境的資産の損失に対する仙台防災枠組における呼びかけをくり返し表明し、

生命の大規模な損失、立ち退きおよび世界中の脆弱な社会にとっての長期の否定的な経済的、社会的および環境的結果をもたらしてきたまた自らの持続可能な開発の、そしてとりわけ開発途上国の、達成を邪魔している、今年とここ数年の災害の数と規模そして壊滅的な影響に総会の深い懸

⁹ 決議71/256、添付文書。

念を表明し、

国境を越えた協力を通したものを含めて、強靱性を築きそして災害の文脈における立ち退きのリスクを削減する政策と計画立案を促進することの重要性を認識し、

強靱な医療制度を築くため仙台枠組への貢献として仙台枠組の健康面の実施に対するバンコク原則を採択した、2016年3月10日と11日にバンコクで開催された、仙台防災枠組2015-2030の健康面の実施に関する国際会議の招集に留意し、

国際連合森林戦略計画2017-2030¹⁰を想起し、そして森林は、材木、食料、燃料、飼料、非木材製品および避難所などの欠くことのできない生態系サービスを提供し、並びに土壌と水の保全およびきれいな空気を提供し、また森林は、土地劣化を防止し、洪水、地滑りや雪崩、干ばつ、砂塵嵐および砂嵐並びにその他の自然災害のリスクを削減することを認め、

災害リスクの推進者の一つとしての気候変動および環境の劣化に対する貢献者としての気候変動の悪影響および極端な天候状況は、場合によっては、他の要因の中で、災害に誘導された人の移動に貢献する可能性があることを認識し、そしてこれに関連して気候変動に関する国際条約の下で採択された国際的に合意された成果を認め、

パリ協定¹¹とその早期の発効を歓迎し、全てのその当事国に対し、同協定の完全実施と批准、受諾、承認また加入の文書をまだ寄託していない気候変動に関する国際連合枠組条約¹²の当事国に対し、可及的速やかに、適当と認められる場合に、そのようにすることを奨励し、

主要な被害を予測しまた防止するためそしてその影響に対する強靱性を強化するため影響を受けた住民に対する適切な対応、早期行動および注意を確保するため、災害、エルニーニョ現象を含む気象関連災害および気候変動の悪影響に直面して国際協力を強化することの重要性を再確認し、そしてリスクインフォームド戦略、予測に基づく資金調達アプローチおよび調整されたマルチハザード早期警戒システムを開発することの重要性をこれに関連して認識し、

¹⁰ 決議 71/285 を参照。

¹¹ The UNFCCC in FCCC/CP/2015/10/Add.1、の下で採択された。決議 1/CP.21。

¹² 国際連合、条約集、第 1771 巻、No.30822。

災害を起こしやすい開発途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国およびアフリカ諸国、並びに具体的な課題に直面している中所得諸国は、災害に備える、対応するそして回復するその能力をしばしばはるかに超える、その高い脆弱性と危険のレベルを考慮して、特別な注意を正当とすることを認識し、そして同様の注意と適切な援助は、群島国並びに広範囲にわたる海岸線のある国など、具体的な特徴を持ったその他の災害を起こしやすい諸国にも拡大されるべきであることをまた認識し、

2015年12月22日の総会決議70/203において総会により制定された世界津波の日の2017年11月5日の式典を想起し、

アジア太平洋経済社会委員会の地域機関としてイラン・イスラム共和国により主催された災害情報管理の開発のためのアジア太平洋センターの設立を認識し、

誰も置き去りにしないという誓約をくり返し表明し、人の尊厳は基盤であるという認識および全ての国家と国民のためにまた社会の全ての階層のために達成された目標とターゲットを見るための願いを再確認しそして最も遅れをとる者に最初に到着するための努力を再び約束し、

どの国もまた誰も置き去りにしないことを確実にすることそして最も遅れをとった者の包摂と参加を確保することによるものを含めて、課題が最大である私たちの努力に焦点を集中することを再び約束し、

1. 総会決議71/266の実施に関する事務総長報告書¹³に留意する。

2. 仙台宣言¹および仙台防災枠組2015-2030²の効果的实施を促す。

3. ハザードに晒されることと災害に対する脆弱性を予防しそして削減し、対応と回復に対する準備を増した従って強靭性を強化する、統合されたまた包括的な経済的、構造上の、法的、社会的、衛生上の、文化的、教育的、環境的、技術的、政治的、財政的および制度的措置の実施を通じた新しい災害リスクの予防と既存の災害リスクの削減に対する総会の呼びかけをくり返し表明する。

¹³ A/72/259。

4. 災害リスク削減の問題の継続した実質的審議の重要性を強調し、そして諸国、関連する国際連合組織、機関、計画および基金並びにその他の関連する機関および利害関係者に対し、持続可能な開発の達成のため調整された災害リスク削減活動の重要な役割そして、とりわけ、災害救援努力の有効性を強化することを考慮することを奨励する。

5. 仙台枠組の四つの主要分野、すなわち、災害リスクを理解すること、災害リスクを管理するため災害リスク統治を強化すること、強靱性のために災害リスク削減に投資することそして効果的対応のための災害準備を高めること、における並びに回復、生活復帰および復興における「被災前よりもより良い社会を目指して復興」するため、現地の、国の、地域のそして地球規模での諸国による範囲内のまた部門を超えた焦点を絞った活動を奨励する。

6. 災害リスク削減における国際連合システムの機関、計画および基金の活動並びに更新された強靱性のための災害リスク削減に関する国際連合行動計画：持続可能な開発に対するリスクインフォームドおよび統合されたアプローチを認め、そして関連する国際連合組織、機関、基金および計画並びにその他の関連機関および利害関係者に対し、仙台枠組に従って、災害リスク削減担当事務総長特別代表により招集された強靱性のための災害リスク削減に関する上級指導者グループにより指導された、災害リスク削減について諸国に対する支援の調整、一貫性および効率性を高めるため、行動計画とその行動を合わせ続けることを奨励する。

7. 全ての関連する関係者に対し、仙台枠組において採択されたグローバル・ターゲットの達成に向けて活動することを求める。

8. 仙台枠組のターゲット(e)を達成することにおいて為された進展を認識する。

9. 2020年までに仙台枠組のターゲット(e)を実現するための短い時間枠を考えて、国のまた現地の災害リスク削減戦略の策定に必要な行動規模をこれに関連してまた認識し、そしてそれ故、国家に対し、関連する場合、国内の気候変動適応経計画を含む、既存の国内政策および計画との相乗効果を促進しつつ、包括的な国のまた地方の災害リスク削減戦略の策定を優先事項としそして支援し続けることを、また国内の災害損失データベース、リスクの特徴および利用可能な能力、並びにリスク評価の実施を確立しそして強化することを奨励し、また自らの国内の優先事項に従って、国内の努力を増加させるための実施手段の提供のために、国際協力を通じた支援の動員を含む、実施能力と開発途上諸国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国およびアフ

リカ諸国並びに具体的な課題に対し、直面している中所得諸国の能力向上の必要性を再確認する。

10. 貧困削減、農業、天然資源管理、環境、都市開発および気候変動への適合を含む、持続可能な開発に関連したあらゆる部門内のまたあらゆる部門を通じた多数国間や二国間の開発援助計画への災害リスク削減措置の結合を、適切な場合、奨励する。

11. 災害リスクを削減することと共同体の強靱性を築くことに対する健全な生態系の重要な貢献を認識し、そして全ての国家、国際連合組織およびその他の関連する関係者に対し、あらゆるレベルでの生態系に基づく災害リスク削減アプローチを促進することを奨励する。

12. 経済的損失が、危険に晒されている資産の数と価値が増えている結果として増加していることをまた認識し、そして諸国に対し、災害リスク評価を社会資本と住宅投資のための必要条件にするため、また仙台枠組のターゲット (d) を達成することに向けて、適切な場合、土地利用計画と建築基準のための規制的枠組を強化するため、既存の重要な社会資本の災害リスク評価を実施することを奨励し、そしてこれに関連して、諸国に対し、社会的、経済的および環境的投資に災害リスク削減の考慮を統合することを奨励する。

13. 水は、持続可能な開発目標¹⁴の実現に対して不可欠であること、また水関連災害とマルチハザードは、生命、暮らし、農業および基礎的なサービスインフラを脅かしそして実質的な社会経済的損害と損失の原因であること、また持続可能なそして統合された水資源管理は、災害準備の成功、災害リスク削減および気候変動への適応のために必要であることを認め、そしてこれに関連して全ての諸国に対し、洪水と干ばつのためのものを含む、土地と水の管理を、自らの国や地方の計画と管理過程に統合することを招請する。

14. 災害リスクの予防と削減は、急激な応答とその後の対応に関連した著しい削減経費、並びに早期警戒が早期の行動を主導することを確実にするため、国家のマルチハザードの早期警戒メカニズムへの利用可能性とアクセスを増すための追加の努力の重要性をもたらすことを強調し、そして全ての関連する利害関係者に対し、これらの努力を支援することを奨励する。

15. 国家に対し、仙台枠組を実施すると同時に、データ収集に関して作業することと実行可能

¹⁴ 決議 70/1。

であれば、少なくとも、2005年まで遡る分類された情報と歴史的な災害損失の収集に向けた活動を含めて、現在の損失に関する基準線の策定を続けることを促す。

16. 国家に対し、自らの自発的な国内の再検討におけるものを含めて、幾つかの目標とターゲットを通して反映される場合、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施における災害リスク削減に適切な考慮を払うことを奨励する。

17. それぞれの関連する職務権限を尊重すると同時に、相乗効果と強靱性を築きそして極度の貧困を含む、そのあらゆる形態と次元の貧困を撲滅することについての地球規模の課題に対処するために、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施、第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標¹⁵、気候変動に関する国際連合枠組条約の下で採択されたパリ協定¹⁶および仙台枠組、並びに気候変動に関する国際連合枠組条約¹²、生物多様性に関する条約¹⁷、深刻な干ばつまたは砂漠化に直面している国（とくにアフリカの国）における砂漠化防止のための国際連合条約¹⁸、およびニュー・アーバン・アジェンダ⁹における、効果的な調整そして、適用可能な場合には、一貫性の必要性と総会の強い勧奨をくり返し表明する。

18. 災害リスク削減のためのグローバル・プラットフォームおよび災害リスク削減のための地域的なまた準地域的なプラットフォーム並びに仙台枠組モニターの貢献を考慮しつつ、然るべき配慮が、経済社会理事会、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムおよび適切な場合には、4年毎の包括的政策再検討と提携した、国際連合会議とサミットに対する統合されたまた調整されたフォローアップ過程の一部としての仙台枠組の実施における地球規模の進展の再検討に与えられることを続けることを促す。

19. 災害リスク削減に関する指標と専門用語に関する全ての国が参加できる政府間専門家作業部会の報告書¹⁹および仙台枠組の地球規模のターゲット並びに実施、データ収集と報告における統一、可能性そして一貫性を確保するための重要な貢献としての持続可能な開発目標1、11および13の災害リスク削減のターゲットを測定するための共通の指標と一連の共有データの確立を歓迎し、仙台枠組、持続可能な開発目標およびその他の関連する文書の下での報告のための一貫した測

¹⁵ 決議 69/313、添付文書。

¹⁶ FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定 1/CP.21、添付文書参照。

¹⁷ 国際連合、条約集、第 1760 巻、No. 30619。

¹⁸ 同書、第 1954 巻、No.33480。

¹⁹ A/71/644 and A/71/644/Corr.1。

定法を策定するための努力もまた歓迎する。

20. 災害リスク削減は、マルチハザード・アプローチと性、年齢および障がいによるものを含む、分類されたデータの開かれた交換と普及並びに伝統的な知識に補完された簡単に利用可能な、最新情報にされた、包括的な、科学に基づく、過敏でない、リスク情報に基づく包括的なリスクを知らされた意思決定を必要としていることを認識し、そしてこれに関連して、国家に対し、仙台枠組に関する報告における、性、年齢および障がいにより並びに国内状況において関連するその他の特徴により分類された災害損失とその他の関連する災害リスク削減のターゲットに関するデータの収集を開始することをまたは、適切な場合には、更に向上させることを奨励する。

21. 仙台枠組モニターの 2018 年初めの開始を期待し、そして国家に対し、仙台枠組のグローバル・ターゲットと災害リスクに関連する持続可能な開発目標に対する進展について報告するためオンラインモニターを使うことを奨励する。

22. 開発途上国が、自らの各々の状況と能力の文脈において国の災害リスク削減政策と措置を効果的に高めまた実施することができる範囲が、持続可能な国際的協力の提供を通して更に高められることができることを認識する。

23. 国の慣行および法令に従った、全ての関連する利害関係者が参加した、地方のまた国の災害リスク削減の能力構築、政策、戦略および計画の開発に対して優先権を与えることの重要性もまた認識する。

24. 各国が、災害リスクを防止することと削減することについて主要な責任を有していると同時に、それは政府と関連する利害関係者との間の共同責任であることを更に認識し、そして非国家および主要な集団、議会、市民社会、国際赤十字と赤新月社運動、非政府組織、災害リスク削減のための国内プラットフォーム、仙台枠組のためのフォーカルポイント、地方政府の代表、科学機関および民間部門、並びに国際連合組織および関連する機関、計画並びに基金およびその他の関連する機関や政府間組織を含む、関連する利害関係者が、地方の、国の、地域のそして地球規模のレベルでの、仙台枠組の実施において、国内の政策、法や規則に従って、国家に対する支援を提供している実現する要因として重要な役割を果たしていることを認識する。

25. 政府に対し、ジェンダーに対応したそして障がいを含めた災害リスク削減政策、計画立案

および計画の設計、管理、資金提供および実施において、女性の、並びに障がい者の、完全な、平等なそして効果的な参加と指導力を促進することを奨励し、そして女性と女兒が、災害期間中や災害後に、不釣り合いにリスク、暮らしの損失の増加そして生命の損失までも晒されていること、また災害と物的、社会的、経済的および環境的ネットワークと支援システムの結果的な崩壊が、障がい者とその家族に影響していることをこれに関連して認識する。

26. 共同体の強靱性を強化しそして災害に対する社会の脆弱性を削減できるように、災害リスク管理においてジェンダーの視点と障がい者の視点を主流化することの重要性を強調し、そしてこれに関連して、仙台枠組に従った、災害リスク削減に関連するあらゆるフォーラムと過程における、女性、子ども、高齢者、障がい者、先住民および地方の共同体の包括的参加と貢献、並びに青年、ボランティア、移民、地方の共同体、学界、科学的組織や研究組織並びにネットワーク、実業界、専門職団体、資金提供機関の民間団体およびメディアの役割を認識する。

27. バイオハザードは、リスク評価、調査および早期警戒の分野における災害と健康リスク管理システムとの間の強化された調整を必要とすることを、また強靱な保健インフラと 2005 年国際保健規則²⁰を実施する能力のある強化された保健システム、並びに保健システムの全体的な能力を増加することが、全体的な災害リスクを削減しそして災害への強靱性を築くことを認識する。

28. 2017 年 5 月 22 日から 26 日までメキシコのカンクンで、災害リスク削減のためのグローバル・プラットフォームの第五回会期を主催したことについてメキシコ政府に対し総会の謝意を表明し、議長の概要とカンクン・ハイレベル・コミュニケを認めそして仙台枠組についての進展を評価しまた災害リスク削減、持続可能な開発および気候変動の緩和と適応の間の一貫性を先に進めるためのフォーラムとしてのグローバル・プラットフォームの重要性を再確認する。

29. 災害リスク削減のための地域的プラットフォームの主催国としてカナダ政府、フィジー政府、フィンランド政府、インド政府、モーリシャス政府、カタール政府およびタジキスタン政府に対して、総会の謝意をまた表明し、仙台枠組を実施する協力のための重要なメカニズムとしてのプラットフォームを認識し、コロンビア、イタリア、モンゴル、およびチュニジアで開催されることになっている来るべき地域的なプラットフォームとその討議、並びに 2019 年にジュネーブでスイスにより主催されることになっている災害リスク削減のためのグローバル・プラットフォームの第六会期に期待し、そしてこれらのプラットフォームが持続可能な開発に関するハイレベル政治プラ

²⁰ 世界保健機関、文書 WHA58/2005/REC/1、決議 58.3、添付文書。

ットフォームに対して行う貢献を認識する。

30. 災害リスク削減のための国際協力は、様々な源を含みそして災害リスクを削減する開発途上国の努力を支援することにおいて極めて重要な要素であることを再確認し、そして国家に対し、リスク管理センターを設立することとネットワークを形成すること、災害削減に関する極めて重要な技術調査協力を促進することそして大規模な自然災害に対応するための国際的な調整メカニズムを改善することを含めて、国際的なまた地域的な情報交換と情報共有を強化することを奨励する。

31. 災害リスク削減における、国際連合システムの機関、計画および基金並びにその他の関連する機関の活動の重要性、災害リスク削減のための国際連合事務所に関する要求における実質的増加および仙台枠組の実施を支援するために必要な時宜を得た、安定したそして予測可能な資源に対する必要性を認める。

32. 自発的な資金の継続した重要性を認識し、そして既存のまた新しいドナーに対し、十分な資金を提供することそして、用途を特定しないそして可能な場合には、多年間の拠出を通したものを含めて、仙台枠組の実施を支援する災害リスク削減のための国際連合信託基金への財政的貢献を、可能な場合には、増加させることを促す。

33. 全ての関連する利害関係者に対して、災害リスクを自らの管理慣行に統合することによりビジネスの強靭性を高めるためまた災害リスク削減における民間投資を促進するため、民間部門と協力することを奨励する。

34. 強靭性と準備を築くため国のまた地方の技能、制度および知識に投資することは、命を救い、経費を減らしそして開発の利益を保存することを再確認し、そしてこれに関連して災害が起こることが確実に予期される前に加盟国のための資源の利用可能性を増すために、予測に基づく資金調達と災害リスク保険メカニズムを含む、革新的な方法を模索することを奨励する。

35. 公式および非公式教育、並びにあらゆるレベルにおける公民教育における、並びに専門的な教育と訓練における災害防止、緩和、準備、対応、回復および生活復帰を含む、災害リスク知識の結合、を促進することの重要性を強調する。

36. 国際連合システムの関連する組織に対し、自らの各々の職務権限と資源の範囲内で、この

決議の実施において誰も置き去りにせずまたどの国も置き去りにしないことを確保することを求める。

37. 事務総長に対し、第 73 会期の総会に、この決議の実施に関する報告書を提出することを要請し、そして他のことが合意されない限り、「持続可能な開発」と表題のついた項目、「災害リスクの削減」と表題のついた部分項目の下で、第 73 会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 74 回本会議

2017 年 12 月 20 日